

2 8 高 福 号 外
平成29年1月20日

関係市町村介護保険担当課長殿
知多北部広域連合事業課長殿

愛知県健康福祉部高齢福祉課長
(公 印 省 略)

総合事業の開始に伴う通所介護等の定員の取扱いについて (通知)

日頃は本県の介護行政に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年4月から全ての市町村において介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）が始まりますが、総合事業のうち緩和した基準による通所型サービスを実施する場合、既存の通所介護等（地域密着型通所介護、介護予防通所介護、総合事業のうち現行相当の基準による通所型サービスを含む）と定員を区別し、市町村によっては他市町村の緩和型サービスとも定員をそれぞれ区別することとなります。

このため、事業所の面積によっては緩和型サービスを行うにあたり通所介護の定員について見直しを行い、その結果、通所介護の定員が18人以下になる場合、既存の通所介護を廃止の上、地域密着型通所介護として新規に市町村の指定を受ける必要があります。

総合事業を開始する市町村におかれましては、以上の点に留意のうえ緩和型サービスの指定を行うようお願いいたします。また、緩和型サービス指定の際に通所介護等の定員や区画が変わる場合又は通所介護が廃止となる場合は、指定権者に対して変更届又は廃止届を提出しなければならないことを事業者にお知らせください。

なお、このことについて愛知県では介護保険事業者向けに1月下旬頃ホームページ上で周知を行う予定です。

担 当 介護保険指定・指導グループ
電 話 052-954-6289 (ダイヤルイン)
担 当 介護予防・認知症グループ
電 話 052-954-6310 (ダイヤルイン)

通所介護等と緩和型サービスが一体的に行われている場合の
定員及び届出の取扱い（市町村向け参考資料）

①定員の変更届が必要な事業所（食堂・機能訓練室：45㎡）の例

従 来

地域密着型通所介護＋介護予防通所介護→定員 15 人

緩和型サービス実施後

地域密着型通所介護＋介護予防通所介護＋現行相当サービス→定員 13 人

A 市の緩和型サービス(1 人あたり 3 ㎡)→定員 2 人

なお、この場合の定員の変更届は、地域密着型通所介護の指定権者である市町村と介護予防通所介護の指定権者である県（所管の福祉相談センター）の双方に対して変更後 10 日以内に届け出ること。

②通所介護を廃止の上、地域密着型通所介護の指定を受ける必要のある事業所
（食堂・機能訓練室：60㎡）の例

従 来

通所介護＋介護予防通所介護→定員 20 人

緩和型サービス実施後

地域密着型通所介護＋介護予防通所介護＋現行相当サービス→定員 16 人

A 市の緩和型サービス(1 人あたり 3 ㎡)→定員 2 人

B 市の緩和型サービス(1 人あたり 2 ㎡)→定員 2 人（※3 人とはならない）

なお、この場合、緩和型サービスを実施する日の前日の 1 月前までに指定権者である県（所管の福祉相談センター）に通所介護の廃止届を提出し、市町村が定める期日までに地域密着型通所介護の指定申請を所在市町村に行うとともに、地域密着型通所介護を利用する他市町村の者がいる場合には当該利用者の市町村にも指定申請が必要である。介護予防通所介護は定員の定めがないため廃止する必要はないが、定員が変わることから指定権者である県（所管の福祉相談センター）に変更後 10 日以内に変更届を提出すること。

※B 市の緩和型サービスは基準上 1 人あたり 2 ㎡であっても、通所介護等と一体的に行う場合は 1 人あたり 3 ㎡として取り扱う。

※例では A 市と B 市の定員を区別しているものの、仮に A 市 B 市とも緩和型サービスの基準が同一のものであるならば、市町村ごとに定員を区別するかは双方の市町村判断による。

備考

- 食堂・機能訓練室は通所介護等上の名称であり、緩和型サービスでは国ガイドライン上「サービスを提供するために必要な場所」となる。通所介護等は指定権者や所在地に関わらず1人あたり3㎡である。
- ここでいう定員とは同時に受け入れられる最大の人数であり、登録定員ではない。例えば定員1人のサービスで1日に2人受け入れたとしても2人のサービス提供時間が重複しなければ同時に受け入れた最大の人数は1人となるので定員超過とはならない。
- 例では通所介護等と緩和型サービスが一体的に実施されるケースを想定しているが、一体的でなく通所介護等と緩和型サービスをそれぞれ個別に実施する場合は区画を区分し、その結果双方の利用者が使う通路が発生するのであれば少なくとも通路幅90cm（車椅子で通過しやすい寸法）を面積から除くことになる。
- 通所介護等のサービス提供時間外であれば、通所介護等の定員を無視して利用可能な面積の範囲内で緩和型サービスの定員を増やすことは差し支えない。また、運営規程や重要事項説明書に記載した上で、曜日によって通所介護等の定員を変更することは可能である。
- 通所介護から地域密着型通所介護になる場合、他市町村の利用者の受け入れが原則できなくなることに留意すること。